

事務連絡
令和4年1月25日

各県立学校長様

教職員課長

新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の待機期間について

このたび国の通知の一部改正により、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の濃厚接触者の中で、社会機能維持者の所属する事業者に、学校等が追加されました。このことにより、濃厚接触者の指定を受けた教職員は、無症状かつ検査で陰性を確認できる場合は、10日間を待たずに待機を解除することが可能となりました。

このことから、学校教育活動を円滑に推進していくため、県立学校としての取扱いを検討した結果、今回の措置が濃厚接触者の急増に伴い事業継続が困難となった場合の措置であることや、学校長による検査結果の確認、検査試薬キットの入手が難しいこと等を考慮し、

「県立学校にあっては従来通り、保健所等の指示を基本に10日間の待機として対応する」こととしましたので、お知らせします。

各学校においては、引き続き校内での感染拡大防止に努めるとともに、教職員に多くの感染者等が発生した場合に備え、授業の振替や課題の準備等の再確認をお願いします。

なお、やむを得ず10日間の待機を短縮せざるを得ない事態となる可能性のある場合は、別途個別に対応を検討しますので速やかにご相談ください。

<本件連絡先>
教職員課人事班（県立学校担当）
(078-362-3750)

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 25 日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の待機期間について

このたび国の通知の一部改正により、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の濃厚接触者の中で、社会機能維持者の所属する事業者に、学校等が追加されました。このことにより、濃厚接触者の指定を受けた教職員は、無症状かつ検査で陰性を確認できる場合は、10日間を待たずに待機を解除することが可能となりました。

そこで、県の状況を踏まえ県教育委員会では、県立学校としての取扱いを検討した結果、学校教育活動を円滑かつ計画的に運営する観点から、出勤がより確実に見込まれる、「保健所等の指示を基本に10日間の待機として対応する」という従来の方針とする旨通知しましたので、お知らせします。

各学校においては、引き続き校内での感染拡大防止に努めるとともに、教職員に多くの感染者等が発生した場合に備え、授業の振替や課題の準備等の再確認をお願いします。

なお、濃厚接触者の急増に伴い教育活動が困難となり、やむを得ず10日間の待機を短縮せざるを得ない事態となる可能性のある場合は、別途個別に対応を検討する旨連絡したことを申し添えます。

< 本件連絡先 >

教職員課人事班（市町立学校担当）
（078-362-3751）

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 25 日

各教育事務所長 様

教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者の待機期間について

このことについて、別添写しのとおり貴管内の各市町組合教育長あて文書を送付しましたのでお知らせします。